

規 約

日 本 阻 集 器 工 業 会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本阻集器工業会と称す。

(目的)

第2条 本会は、阻集器及びこれと同一の用途に供されるその他の機器類を製造販売する業界の振興と技術向上及び会員相互の親睦を計り建築・衛生設備工事の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 阻集器等に関する知識の啓発、普及に関する広報宣伝を行うこと。
- (2) 阻集器等の製造技術及び品質の向上に関する調査研究を行うこと。
- (3) 阻集器等の基準及び試験装置と方法の制定を行うこと。
詳細は、細則で定める。
- (4) 阻集器等の認定制度を実施し、構造審査と性能試験を行い合格した製品には認定書及び認定証票を発行すること。
- (5) 阻集器等の生産・出荷に関する調査統計を作成し、これを配布すること。
- (6) 研究発表会ならびに講演会及び講習会を開催すること。
- (7) 官公署・学会・関連団体等との連絡・折衝に当るほか、これらに対する基準等の採用の推進・建議・陳情等を行うこと。
- (8) 前各号のほか、本会の目的を達成する為に必要なこと。

(委員会等)

第4条 本会は、第3条の事業を行うため、次の委員会を設ける。
内容等は、細則で定める。

- (1) 事業委員会
技術委員会
広報委員会
- (2) グリース阻集器認定委員会
- (3) オイル阻集器認定委員会
- (4) 前項に定めるもののほか必要に応じて、その他の委員会を設けることができる。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、国内に置く。

(支部)

第6条 本会に地方支部を置くことができる。

第2章 会員

(資格)

第7条 本会の会員は、阻集器等の製造販売を業とする法人または、個人とする。

(入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、会員の2社以上の推薦状を添えて所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(入会金)

第9条 前条により入会を承認されたものは、細則で定める入会金を納めなければならない。

(会費)

第10条 会員は、入会した翌月から細則で定める会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれか一つに該当する場合は、会員の資格を失う。

(1) 書面により退会を申し出たとき。

(2) 会社または、事業所が解散したとき。

(3) 会費を滞納したとき、この規約に違反したとき、本会の対面を汚す行為があつたこと等の理由により役員会において除名されたとき。

(会費等の不返還)

第12条 前条により、資格を喪失した会員の既納の入会金、会費、臨時会費などは、いかなる理由があつても返還しないものとする。

第3章 役員顧問

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 監 事 | 1 名 |
| (4) 事業委員会の各委員長 | 各 1 名 |

(選任)

第14条 役員は、会員のうちから互選によって総会において選任する。

- (2) 認定委員会の委員は、工業会が委任する。

(会長等の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会会計の監査に当る。

(役員会)

第16条 役員は、役員会を構成する。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。但し再任は、妨げないが2期4年までとする。

- (2) 欠員補充による役員の補充は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員資格の喪失)

第18条 本会の役員が会員でなくなったときは、即時に本会の役員の資格を失うものとする。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

- (2) 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第20条 本会に事務局を設け、次の職員を置くことができる。

- (2) 事務局長 1名
- 会計事務局員 1名
- グリース・オイル阻集器認定委員会事務局員 1名
- (3) 事務局長・職員は、副会長と協議の上、会長が任免する。
- (4) 各職員は、兼任も可とする。
- (5) 各職員には、別に定める事務局費を支払うものとする。

第4章 会議

(種類)

第21条 会議は、総会及び役員会とし、総会を定期総会および臨時総会に分る。

(招集)

第22条 会議は、会長が招集するが、会長の指示により事務局が招集することもできる。

(開催)

第23条 定期総会は、毎年1回原則として5月に開催する。

- (2) 臨時総会は、会長が認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があつたときに開催する。
- (3) 役員会は、原則として毎月開催する。

(議長)

第24条 会議の議長は、会長がこれにあたるが、会長が会員から選ぶこともできる。

(客足数)

第25条 会議は、総会にあつては会員の、役員会にあつては役員のそれぞれ3分の2の出席がなければ開会できない。

- (2) 会議の議決は、総会にあつては、出席会員の役員会にあつては、出席役員のそれぞれ3分の2をもって決する。

(委任表決等)

第26条 やむを得ない理由により、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人に表決

を委任することができる。

(2) 前項の場合、前条の規定の適用については、出席とみなす。

(会議に付議すべき事項)

第27条 総会に付議しなければならない事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画および歳入歳出予算の決定。
- (2) 歳入歳出決算の決定。
- (3) 規約の変更。
- (4) 役員の選任。
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項。

第5章 会計

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、会費および入会金ならびに寄付金を持ってこれにあてて。ただし予期しない理由により特別の費用を必要とする場合は、役員会の承認を得て臨時会費または、分担金の拠出を会員に求めることができる。

第6章 規約の変更等

(規約の変更)

第30条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(細則)

第31条 この規約に定めるもののほか、この規約について必要な事項は、細則で定める。

(付則)

第32条 (1) 本規約は、昭和57年12月3日制定
(2) 本規約は、昭和59年6月8日の総会にて一部改正し、同日施行する。
(3) 本規約は、昭和60年5月24日の総会にて一部改正し、同

日施行する。

- (4) 本規約は、平成13年10月25日の総会にて一部改正し、同日施行する。
- (5) 本規約は、平成15年6月6日の総会にて一部改正し、同日施行する。
- (6) 本規約は、平成25年6月4日の総会にて一部改正し、同日施行する。

細 則

- 第1条 規約第3条4項の認定は、認定委員会規定による。
- 第2条 規約第3条4項の試験は、認定委員会試験規則による。
試験は、一般財団法人日本建築総合試験所に委託する。
- 第3条 規約第3条4項に関する費用は、グリース阻集器認定試験申請手数料等規則及びオイル阻集器認定試験申請手数料等規則による。
- 第4条 規約第9条の入会金は、50万とし、所定の払込み請求書により入会と同時に納めるものとする。
- 第5条 規約第10条の会費は、次のとおりとし、所定の払込み請求書により6ヶ月ごとに前納する。但し請求月は、4月・10月とする。
1社当り 月額1万5千円
- 第6条 規約第4条1項の委員会の内容等は、次の通りとする。
- (1) 事業委員会
 - 技術委員会
阻集器等の基準の改正、施工方法、製造技術及び品質の向上、競合製品、公害対策に関する調査研究を行うものとする。
 - 広報委員会
阻集器等の基準の官公署・諸団体への採用の推進、知識の啓発並びに普及、広報宣伝に関する事業を行うとともに、需要動向及び需要の予測、開発等に関する調査研究を行うものとする。
 - (2) グリース阻集器認定委員会
 - ① 認定委員会規定、運営規則、認定規則、同一機種認定要領により、製造者より申請のあった製品の構造審査・性能試験及び認定を行う。
 - ② 委員会は、官公庁、空気調和・衛生工学会、学識経験者、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、試験機関、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体、製造者に所属し、工業会で委任されたものとし、16名以内をもって構成する。

(3) オイル阻集器認定委員会

- ① オイル阻集器認定委員会規定、運営規則、認定規則、同一機種認定要領により、製造者より申請のあった製品の構造審査・性能試験及び認定を行う。
- ② 委員会は、官公庁、空気調和・衛生工学会、学識経験者、建築設備設計業団体、建築設備技術者団体、建築業団体、建築設備業団体、試験機関、建築設備維持管理業団体、厨房設備業団体、製造者に所属し、工業会で委任されたものとし、16名以内をもって構成する。

第7条 規約第20条5項の事務局費は、事務局員あたり月額1万円とする。

(付則)

- 第8条
- (1) 本細則は、昭和57年12月3日制定
 - (2) 本細則は、昭和59年6月8日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (3) 本細則は、昭和60年5月24日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (4) 本細則は、平成3年5月28日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (5) 本細則は、平成5年6月3日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (6) 本細則は、平成13年10月25日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (7) 本細則は、平成15年6月6日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (8) 本細則は、平成17年6月3日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (9) 本細則は、平成25年6月4日の総会にて一部改正し、同日施行する。
 - (10) 本細則は、平成27年6月5日の総会にて一部改正し、同日施行する。

グリース阻集器認定試験申請手数料等規則

日本阻集器工業会

1. 細則 3 条に定める手数料等の金額は次の表－ 1 から表－ 5 の通りとする。但し、試験費用については、試験体の数量及び構造検査等に、かかる費用等で異なる場合がある。

表－ 1

	工業会会員	非会員
認定申請手数料	10, 000	50, 000
同一機種認定申請手数料	5, 000	25, 000
認定料	50, 000	100, 000
同一機種認定料	10, 000	20, 000
認定証票料（1 枚）	2008 年規格適合認定 200 2016 年規格適合認定 180	1, 000

表－ 2

	区分	性能試験	構造検査	サイホン試験	合計
試験費用 (1)	阻集器の申請水量 $W \leq 100L$	207, 360	23, 760	30, 240	261, 360
	$100L < W \leq 200L$	246, 240	23, 760	34, 560	304, 560
	$200L < W \leq 300L$	274, 320	23, 760	41, 040	339, 120
	$300L < W \leq 400L$	334, 800	23, 760	48, 600	407, 160
	$400L < W \leq 500L$	388, 800	23, 760	48, 600	461, 160
	$500L < W \leq 600L$	442, 800	23, 760	48, 600	515, 160
	$600L < W \leq 700L$	507, 600	23, 760	48, 600	579, 960
	$700L < W \leq 800L$	561, 600	23, 760	48, 600	633, 960
	$800L < W \leq 900L$	615, 600	23, 760	48, 600	687, 960
	$900L < W \leq 1000L$	680, 400	23, 760	48, 600	752, 760

※上記金額には上昇水位確認検査料金及び板厚確認検査料金を含みます。

表－ 3

試験費用 (2)	たい積残さ流出確認検査（阻集器の標準水位面の水深寸法が、 250mm 以下のものを対象とする。）	38, 880
	剛性確認検査（本体が GFRP 製のものを対象とする。）	10, 800

表－ 4

試験費用 (3)	1) 上昇水位確認検査	24, 840
	2) 板厚確認検査	24, 840
	3) 剛性確認検査	30, 240
	1)+2) を実施する場合	35, 640
	1)+3) もしくは 2)+3) を実施する場合	45, 360
	1)+2)+3) を実施する場合	62, 640

※本表は性能試験を行わずに実施する上昇水位確認検査、板厚確認検査、剛性確認検査に適用する。

表－５

日本阻集器工業会大形グリース阻集器		
	工業会会員	非会員
認定申請手数料	10,000	75,000
同一機種認定申請手数料	5,000	40,000
認定料	50,000	150,000
同一機種認定料	10,000	30,000
認定証票料（１枚）	500	1,500

- ２．認定を受けられなかった場合でも、納入した費用は、返却しない。
ただし、不合格が確定した日から３ヵ月以内に再試験を申請した場合、申請手数料は納入する必要はなく、試験費用のみ納入するものとする。
- ３．認定料は認定が確定した後、表－１または表－５に基づいて納入する。
- ４．軽微な変更による同一機種認定費用は、同一機種認定料を除く同一機種認定手数料のみとする。軽微な変更とは、名称（型式）変更、板厚及び口径変更とする。
- ５．認定証票の申請は一機種につき、１００枚単位とする。ただし、日本阻集器工業会大形グリース阻集器の機種については、５０枚単位とする。但し同一機種認定取得時に、購入する必要はない。
- ６．型式譲渡による場合（試験免除）も、上表を適用する。
- ７．（１）昭和６０年１月１１日制定。
（２）平成３年５月に８日一部改正し、同日施行する。
（３）平成３年６月３日一部改正し、同日施行する。
（４）平成１３年１０月２５日一部改正し、同日施行する。
（５）平成１５年６月６日一部改正し、同日施行する。
（６）平成１７年６月３日一部改正し、同日施行する。
但し、旧規則５項（認定委員による構造審査料）の廃止については、平成１６年４月１日から遡及適用するものとする。
（７）平成２１年５月２６日一部改正し、同日施行する。
（８）平成２２年６月４日一部改正し、同日施行する。
（９）平成２３年１月１日一部改正し、同日施行する。
（１０）平成２５年６月４日一部改正し、同日施行する。
（１１）平成２７年６月５日一部改正し、同日施行する。
（１２）平成２８年６月３日一部改正し、同日施行する。
（１３）平成２８年９月２８日一部改正し、同日施行する。
（１４）平成２９年６月２日一部改正し、同日施行する。

オイル阻集器認定試験申請手数料等規則

日本阻集器工業会

1. 細則 3 条に定める手数料等の金額は次の表－ 5 ・表－ 6 及び表－ 7 の通りとする。但し、試験費用については、試験体の数量及び構造検査等に、かかる費用等で異なる場合がある。

表－ 5

	工業会会員	非会員
認定申請手数料	10, 000	50, 000
同一機種認定申請手数料	5, 000	25, 000
認定料	50, 000	100, 000
同一機種認定料	10, 000	20, 000
認定証票料（1 枚）	200	1, 000

表－ 6

	区分	性能試験	構造検査	合計
試験費用	阻集器の流入水量 $W_s \leq 200L$	186, 840	23, 760	210, 600
	$201L < W_s \leq 400L$	211, 680	23, 760	235, 440
	$401L < W_s \leq 600L$	235, 440	23, 760	259, 200
	$601L < W_s \leq 800L$	259, 200	23, 760	282, 960
	$801L < W_s \leq 1000L$	284, 040	23, 760	307, 800
	$1001L < W_s \leq 1500L$	329, 400	23, 760	353, 160
	$1501L < W_s \leq 2000L$	381, 240	23, 760	405, 000
	$2001L < W_s \leq 2500L$	434, 160	23, 760	457, 920
	$2501L < W_s \leq 3000L$	486, 000	23, 760	509, 760
	$3001L < W_s \leq 3500L$	537, 840	23, 760	561, 600
	$3501L < W_s \leq 4000L$	589, 680	23, 760	613, 440
	$4001L < W_s \leq 4500L$	642, 600	23, 760	666, 360
	$4501L < W_s \leq 5000L$	694, 440	23, 760	718, 200

(注) 性能試験とは、オイル及び土砂の阻集性能試験と水位上昇試験を示す。

表－ 7

日本阻集器工業会大形オイル阻集器		
	工業会会員	非会員
認定申請手数料	10, 000	75, 000
同一機種認定申請手数料	5, 000	40, 000
認定料	50, 000	150, 000
同一機種認定料	10, 000	30, 000
認定証票料（1 枚）	500	1, 500

2. 認定を受けられなかった場合でも、納入した費用は、返却しない。
ただし、不合格が確定した日から3ヵ月以内に再試験を申請した場合、申請手数料は納入する必要はなく、試験費用のみ納入するものとする。
3. 認定料は認定が確定した後、表－5または表－7に基づいて納入する。
4. 軽微な変更による同一機種認定費用は、同一機種認定料を除く同一機種認定手数料のみとする。軽微な変更とは、名称（型式）変更、板厚及び口径変更とする。
5. 認定証票の申請は、50枚単位とする。
6. 型式譲渡による場合（試験免除）も、上表を適用する。
7. （1）平成25年6月4日制定。
（2）平成27年6月5日一部改正し、同日施行する。